

# 板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成要綱

平成20年11月18日区長決定

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都の子供家庭支援区市町村包括補助事業に基づき、子育て支援施設に対し次世代育成のための基盤を整備する事業に要する経費の一部を助成し、もって子育て支援施設のサービス水準の維持向上を図ることを目的とする。

## (助成対象事業)

第2条 この助成金の交付対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 学校110番設置（次条第1項第1号から第4号（第3号は幼保連携型に限る。）に掲げる施設に係るものに限る。）
- (2) 一時保育事業実施施設整備
- (3) 子育て支援施設吹付けアスベスト等対策工事
- (4) ブロック塀の改修工事（次条第1項第1号から第3号（幼稚園型を除く。）に掲げる施設に係るものに限る。）
- (5) 安全柵の設置工事（次条第1項第1号から第3号（幼稚園型を除く。）に掲げる施設に係るものに限る。）

## (助成対象)

第3条 この助成金の交付対象となる子育て支援施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 私立認可保育所
- (2) 認証保育所
- (3) 認定こども園
- (4) 小規模保育事業所
- (5) 保育室
- (6) 家庭福祉員

2 この助成金の交付対象者は、前項に定める施設の設置者のうち、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 申請日現在、設置者が特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと（個人の場合に限る。）。
- (2) 申請日現在、法人住民税を滞納していないこと（法人の場合に限る。）。
- (3) 前項第1号及び第3号（幼稚園型を除く。）に掲げる施設について前条第4号又は第5号に掲げる事業を実施しようとする場合は、板橋区民間保育所等整備費補助要綱（昭和49年9月30日区長決定）第2条第7号又は第8号に掲げる補助事業に該当しないこと。

## (助成対象経費)

第4条 この助成金の交付対象となる経費は、別表に掲げる事業ごとに定める助成基準額及び助成対象経費とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、別記第1号様式別紙に定める計算方法により事業ごとに得た額の合計額を助成金額とする。ただし、事業ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成条件)

第6条 この助成金は、別記の助成条件を付して交付するものとする。

(交付申請)

第7条 この助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式を区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 区長は、前条の交付申請があったときは、別記第1号様式及び関係書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、助成金の交付を決定したときは、別記第2号様式により申請者に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知受理後10日以内に別記第3号様式を区長に提出し、交付申請の全部又は一部を取り下げることができる。

(助成金の請求)

第10条 申請者は、第8条の規定により交付決定を受けたときは、別記第4号様式を区長に提出することができる。

(助成金の支払)

第11条 区長は、前条の規定に基づき助成金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、助成事業が終了したときは、速やかに別記第5号様式を区長に提出しなければならない。

(額の確定)

第13条 区長は、前条の実績報告書を精査し、助成金額を確定するとともに、別記第6号様式により申請者に通知しなければならない。

2 前項の交付確定額は、第8条で交付決定した交付決定額の範囲内とする。

(消費税等に係る仕入控除税額の報告)

第14条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに別記第7号様式により区長に報告しなければならない。なお、申請者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下この号において「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 区長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を区に納付させることがある。

(準用)

第 15 条 助成金の交付に当たっては、この要綱に定めるもののほか、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）によるものとする。

付 則 この要綱は、平成 20 年 11 月 18 日から施行する。

付 則 この一部改正は、平成 21 年 5 月 29 日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この一部改正は、平成 26 年 2 月 10 日から施行する。

付 則 この一部改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 この一部改正は、令和 3 年 7 月 12 日から施行する。

付 則 この一部改正は、令和 5 年 2 月 28 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 この一部改正は、決定日から施行する。

## 助成条件

### 1 事情変更による決定の取消等

区長は、この助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうちすでに経過した期間に係るものについては、この限りでない。

### 2 承認事項

申請者が次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、(1)及び(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 補助事業等に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業等の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

### 3 財産処分の制限

助成金の交付を受けた者は、助成事業により取得し、又は効用が増加した財産を助成金の交付の目的及び条件に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。ただし、助成事業により取得し、又は効用を増加した後、別に区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

### 4 財産の管理義務

申請者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

### 5 助成事業の完了時期

助成事業は、交付決定した当該会計年度内に完了しなければならない。

### 6 事故報告等

申請者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は、助成事業そのものの遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

### 7 状況報告

区長は、助成事業の円滑かつ適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し申請者に対し報告を求めることができる。

## 8 是正のための措置

- (1) 区長は、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。
- (2) 前項の命令により必要な措置をした場合においても、要綱第 12 条の実績報告をしなければならない。

## 9 交付決定の取消し

- (1) 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消しすることができる。
  - ア 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
  - イ 助成金を他の目的に使用したとき。
  - ウ 助成金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、その他法令に違反したとき。
- (2) (1)の規定は、要綱第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用する。

## 10 助成金の返還

- (1) 区長は、7 の規定により助成金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対し当該助成金の取消しに係る部分について期限を定めてその返還を命ずることができる。
- (2) 要綱第 13 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額を超える助成金が交付されているときも同様とする。

## 11 違約加算金

申請者は、8 の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

## 12 延滞金

申請者は、助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

### 13 運営費の一時停止等

申請者が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合は、区長は、相当の限度において助成金の交付を一時停止し、又は運営費と未納付額を相殺することができる。

### 14 書類の整備保管

申請者は、助成金と助成事業に係る書類を整備し、これを当該事業完了後5年間保管しなければならない。

別表

| 事業                   | 助成基準額                                                                                                             | 助成対象経費                                                                                                                                                                                                                                      | 助成率   |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 学校 110 番設置           | 1 施設当たり<br>300,000 円<br>ただし、実支出額が上記の額よりも低い場合は、実支出額とする。                                                            | 学校 110 番を設置していない民間保育施設が、学校 110 番を設置するために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、備品購入費等<br><br><del>※令和 4 年度及び令和 5 年度に限り、次のア又はイに該当する場合の機器の取替に係る経費について補助対象とする。</del><br><del>ア 警察機関指令台回線の I P 網への移行に伴い、やむを得ず機器の取替が必要</del><br><del>イ 電波法改正に伴い、やむを得ず機器の取替が必要</del> | 10/10 |
| 一時保育事業<br>実施施設整備     | 1 事業当たり<br>15,000,000 円<br>ただし、実支出額が上記の額よりも低い場合は、実支出額とする。                                                         | 在宅サービスを実施する施設及び設備を整備するために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、備品購入費等                                                                                                                                                                                         | 1/2   |
| 子育て支援施設吹付けアスベスト等対策工事 | 使用状況調査 1 施設当たり基本<br>分 67,500 円<br>分析調査を 2 検体以上行う場合<br>1 検体ごとに 30,000 円を加算<br>ただし、実支出額が上記により算出した額よりも低い場合は、実支出額とする。 | 吹付けアスベスト等の使用状況調査のために必要な委託料等                                                                                                                                                                                                                 | 10/10 |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                   |       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
|            | <p>対策工事等 1 施設当たり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処理対策 面積 1 m<sup>2</sup>当たり<br/>26, 100 円</li> <li>・ 対策工事等を行った室内の浮遊粉塵調査<br/>1 か所 37, 500 円<br/>2 か所以上行いう場合<br/>2 か所以降 1 か所ごとに<br/>10, 500 円を加算 ただし、実支出額が上記により算出した額よりも低い場合は、実支出額とする。</li> </ul> | <p>吹付けアスベスト等の除去等のために必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、備品購入費等</p>                                                                                                                                                                                                | 10/10 |
| ブロック塀の改修工事 | <p>1 施設あたり<br/>5, 000, 000 円</p> <p>ただし、実支出額が上記の額よりも低い場合は、実支出額とする。</p>                                                                                                                                                                                      | <p>安全性に問題があるブロック塀の撤去、再設置、改修に係る工事に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、備品購入費等</p> <p>※「ブロック塀」とは、石造、コンクリートブロック造その他組積造による塀及びこれらの基礎をいう。</p> <p>※改修すべきブロック塀は、施設所有のものに限る。</p> <p>※ブロック塀の撤去にとどまる場合は対象としない。</p> <p>※児童の活動が想定される区分に限定した施工面積、範囲を対象とし、それを超える範囲の経費は対象としない。</p> | 1/2   |



|              |                                                                            |                                                                                                                                                                                                                           |       |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 安全柵の設置<br>工事 | <p>1 施設あたり<br/>5, 0 0 0, 0 0 0 円</p> <p>ただし、実支出額が上記の額よりも低い場合は、実支出額とする。</p> | <p>子どもの安全な環境を確保するための、安全柵の設置工事に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費、備品購入費等</p> <p>※「安全柵」とは、施設に隣接する、施設の所有ではない安全性に問題があるブロック塀の倒壊防止（等の安全対策）機能を備えた柵をいう。また、施設の敷地内に設置する場合において対象とする。</p> <p>※児童の活動が想定される区分に限定した施工面積、範囲を対象とし、それを超える範囲の経費は対象としない。</p> | 1 / 2 |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

別記

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先） 板橋区長

所在地

設置者名

代表者名

### 板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金交付申請書

このことについて、板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1 施設名及び所在地

2 交付申請金額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 事業の目的及び内容

4 事業の効果

5 添付書類

- (1) 民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金所要額計算書（別紙）
- (2) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）【法人の場合】

## 6 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。【代表者の住所：板橋区

※同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の □ に ☒ を記入してください。

同意しない☐ 区外に居住している☐

転入前の自治体において課税されている☐



追加添付書類…住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。

非課税の場合は非課税証明書

※いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金について、下記のとおり交付を決定したので通知する。

記

1 施設名

2 交付決定金額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 交付条件

この助成金は、別記の助成条件を付して交付する。

4 申請の取下げ

この交付決定の内容に不服がある場合は、この通知を受理した日から10日以内に交付申請の取り下げをすることができる。

年 月 日

（宛先） 板橋区長

所 在 地 設置者名

代表者名

板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金交付申請取下届

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった 年度板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金について、下記のとおり交付申請を取り下げることとしたので届け出ます。

記

1 施設名

2 取下げに係る交付申請の事業内容

3 取下げの理由

## 請 求 書

年 月 日

（宛先） 板橋区長

所 在 地

設置者名

代表者名

施 設 名

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった 年度板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金について、下記のとおり請求します。

|     |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 金 額 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|

年 月 日

（宛先） 板橋区長

所 在 地

設置者名

代表者名

## 実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号 で交付決定のあった 年度板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金については、下記のとおり事業が完了したので報告します。

### 記

#### 1 施設名

#### 2 事業内容

#### 3 実施期間

(1) 事業開始年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

#### 4 添付書類

(1) 民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金精算額計算書（別紙）

(2) 契約書及び内訳書（見積書）

(3) 請求書

(4) 領収書又は振込通知の写し

(5) 事業前後の写真

第 号  
年 月 日

様

板橋区長

板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号 により交付決定した 年度板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金について、 年 月 日付けの実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知する。

記

1 施設名

2 交付確定金額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 既交付決定金額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 返還金額

金 \_\_\_\_\_ 円

※ 返還金がある場合は、別添の納付書によりお近くの金融機関で期限までに納めてください。



年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地

名 称

代表者職氏名

### 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号 で確定を受けた板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金について要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

#### 記

1 補助金額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額  
（要補助金返還額）

金 \_\_\_\_\_ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳など

民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金所要額計算書

施設名 \_\_\_\_\_  
総所要額 \_\_\_\_\_ 円

(1) 学校110番設置

| 対象経費の実支出額<br>A | 寄付金その他の収入額<br>B | 差引額<br>C(=A-B) | 助成基準額<br>D   | 選定額<br>(CとDを比較して少ない方の額)<br>E | 所要額<br>(千円未満切捨て)<br>F(=E×10/10) |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|------------------------------|---------------------------------|
| 円              | 円               | 円              | 円<br>300,000 | 円                            | 円                               |

(2) 一時保育事業実施施設整備

| 対象経費の実支出額<br>A | 寄付金その他の収入額<br>B | 差引額<br>C(=A-B) | 助成基準額<br>D      | 選定額<br>(CとDを比較して少ない方の額)<br>E | 所要額<br>(千円未満切捨て)<br>F(=E×1/2) |
|----------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------------------|-------------------------------|
| 円              | 円               | 円              | 円<br>15,000,000 | 円                            | 円                             |

(3) 子育て支援施設吹付けアスベスト等対策工事ア 使用状況調査

| 対象経費の実支出額<br>A | 寄付金その他の収入額<br>B | 差引額<br>C(=A-B) | 検体数 | 助成基準額<br>(1施設当たり67,500円・2検体以降1検体ごとに30,000円を加算)<br>D | 選定額<br>(CとDを比較して少ない方の額)<br>E | 所要額<br>(千円未満切捨て)<br>F(=E×1/2) |
|----------------|-----------------|----------------|-----|-----------------------------------------------------|------------------------------|-------------------------------|
| 円              | 円               | 円              | 所   | 円                                                   | 円                            |                               |

イ 対策工事

| 対象経費の実支出額<br>A | 寄付金その他の収入額<br>B | 差引額<br>C(=A-B) | 基準額の算定(処理対策) |                    |                  | 基準額の算定(室内浮遊粉塵調査) |                                                  | 助成基準額計<br>H(=F+G) | 選定額<br>(CとHを比較して少ない方の額)<br>I | 所要額<br>(千円未満切捨て)<br>J(=I×1/2) |
|----------------|-----------------|----------------|--------------|--------------------|------------------|------------------|--------------------------------------------------|-------------------|------------------------------|-------------------------------|
|                |                 |                | 処理対象面積<br>D  | 単価<br>(1㎡当たり)<br>E | 助成基準額<br>F(=D×E) | 調査数              | 助成基準額<br>(1か所37,500円・2か所以降1か所ごとに10,500円を加算)<br>G |                   |                              |                               |
| 円              | 円               | 円              | ㎡<br>26,100  | 円                  | 円                | 所                | 円                                                | 円                 | 円                            | 円                             |

(4) ブロック塀等改修工事

| 対象経費の実支出額<br>A | 寄付金その他の収入額<br>B | 差引額<br>C( =A-B ) | 助成基準額<br>D     | 選定額<br>( C と D を比較して少ない方の額 )<br>E | 所要額<br>(千円未満切捨て)<br>F( =E×1/2) |
|----------------|-----------------|------------------|----------------|-----------------------------------|--------------------------------|
| 円              | 円               | 円                | 円<br>5,000,000 | 円                                 | 円                              |

民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金精算額計算書

施設名事業名

| 総事業費<br>A                         | 対象経費の実支出額<br>B( ≤A )              | 寄付金その他の収入額<br>C | 差 引 額<br>D( =B-C )     | 助成基準額<br>E |
|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------|------------------------|------------|
|                                   |                                   |                 |                        | 円          |
| 選定額<br>( D と E を比較して少ない方の額 )<br>F | 所要額<br>( 千円未満切捨て )<br>G( =F×補助率 ) | 既交付決定額<br>H     | 差引精算額 ※<br>I( =H - G ) |            |
|                                   |                                   |                 |                        |            |

※ 精算額がマイナスとなっても、助成額は交付決定額の範囲内となるため、0 円となる。

事業経費内訳書

| 助成対象経費  |  | 円 |
|---------|--|---|
| 内<br>訳  |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |
| 助成対象外経費 |  | 円 |
| 内<br>訳  |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |
|         |  |   |

経費決算

| 収入     |                        | 合計 | 円 |
|--------|------------------------|----|---|
| 内<br>訳 | 板橋区民間保育施設基盤整備包括補助事業助成金 |    |   |
|        |                        |    |   |
|        |                        |    |   |
|        |                        |    |   |
| 支出     |                        | 合計 | 円 |
| 内<br>訳 |                        |    |   |
|        |                        |    |   |
|        |                        |    |   |
|        |                        |    |   |